

平成28年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成28年5月23日（月）午後2時開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成28年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第32号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

日程第8 教育長報告

日程第9 事務局報告

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

河 合 和 義

福 野 佐代子

麓 英里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課主幹	郷 通 芳
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	伊 藤 巧
生涯学習課主幹	山 本 邦 宏
生涯学習課総括課長補佐	広 瀬 常 司

○本日の会議に欠席した者の職・氏名

学校教育課長	村 山 邦 博
学校教育課総括課長補佐	泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	小 倉 孝 一
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 皆さんこんにちは。只今より、平成 28 年第 5 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。本日は南小学校への施設視察を予定しておりますので南小学校へ移動していただき、視察後に議案審議に入りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

～瑞穂市立南小学校視察～

○**教育長** 南小学校の施設視察ありがとうございました。来年度より教室が不足することの現状と課題について把握をし、学校内での解消に向けて最善の対応をしていきたいと思致します。

日程第 1 平成 28 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 平成 28 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 28 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
福野委員にお願い致します。

日程第 3 議案第 32 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第 3 議案第 32 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第3 議案第32号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成28年5月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、岐阜県第3子以降保育料無償化事業費補助金の制定に伴い、対象者の保育料を無償化するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○河合委員 県内で上乘せをしている市町村はありますか。

○幼児支援課長 毎年岐阜県で各市町村への保育所現況調査を行い公開していますが、高山市は上乘せを行っています。

○河合委員 山県市では保育料は無料であります。当市はどの位の位置にあるのかを調査し把握しておく必要があると思います。また、子育ての施策上どの程度の割合になっているのかも調査していただきたいと思います。

○教育長 教育委員会としての方針を考えながら進めていきたいと思ひます。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第32号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

○教育長 日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年5月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市給

食センター条例（平成19年瑞穂市条例第14号）第8条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**河合委員** 運営委員会の中で給食費未納について協議並びに審議をしていただくようお願いいたします。

○**教育長** 運営委員会で給食費等の予算について協議並びに審議を行うことは可能でしょうか。

○**教育総務課長** 運営委員会は年2回定例会を開催しており、繰越金における滞納についての措置も説明をしています。給食費の徴収は毎月口座引落しを原則として行っており、2回の引落とし等を行っても徴収できない場合は、8月に督促状を発送した上で納付相談期間を1週間設けています。それでも納付がない場合は未納通知を発送した後、法的措置の手続きを行っています。

○**河合委員** 滞納措置の手続きを行うことを運営員会で意見をいただくようお願い致します。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課主幹** 日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成2

8年5月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市教育支援センター条例（平成21年瑞穂市条例第16号）第5条第2項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱については、可決致します。

日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年5月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 前回の定例会で可決いただいた議案内容に誤りがありましたので、改めてお諮りさせていただきご審議をお願い致します。

○**河合委員** 前回の議決したことについては、議案内容に誤りがあったため教育長の職務権限により委嘱の発令はしなかったということですか。

○**教育長** そのとおりです。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱については、可決致します。

日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号） について

○**教育長** 日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成28年5月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成28年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、承認することと致します。

日程第8 教育長報告

○**教育長** 4点の報告を致します。1点目として、前回の定例会において河合委員からご指摘の2学期始業時期について、今年度においては8月29日の始業となっていました。毎年始業日が違うことについて、保護者や児童・生徒並びに教職員の立場から望ましくないこととありますし、瑞穂市立小中学校管理規則においても夏季休業日は7月21日から8月31日までと規定されており、授業時間等についても問題なく進めていけることを確認しましたので、2学期の始業については9月1日とし、児童・生徒への負担のない体制とするになりましたので報告致します。2点目として、例年実施している子

ども議会について、議会制度の仕組みが理解できる取組ではありますが、長期に渡る相当量の資料作成や担当教諭への負担もあり、事業効果についても担当生徒においてはある程度の仕組み理解は得られるが、学校全体としては難しい状態であるため事業見直しを行いたいと思っています。3点目として、部活動指導者による体罰に関して匿名で連絡があり、早急に事実確認を行った結果、体罰について事実であることが判明しましたので、色々な考え方がありますが、大人が子どもに手を上げることは絶対に許されない行為であると考えますので、この指導者は辞してもらおう措置をとりました。また、職員の軽微な交通事故が続いていますので十分注意をするよう指導をしました。4点目として、行政報告会が開催された中で学校のホームページ更新及び内容についてご意見がありました。タイムリーな情報をもう少し簡単に更新できるようにシステムの構築を検討しています。

日程第9 事務局報告

○教育長 教育次長。

○教育次長 昨年の旭化成建材の杭打ち工事の問題後、旭化成建材以外で過去10年間に建設した建物工事で電流値データの流用が無かったか市全体で調査してまいりました。この結果、平成18年度に実施した別府保育所改築工事において268本の杭の内10本に電流値データの流用が認められました。そこで、元請業者に指示し、市の立会いのもとひび割れの状況、外壁及びサッシの傾き、室内床レベルの測定を実施し、異常が無いことを確認しました。また、関係工事書類等確認した結果、設計どおり施工されていると確認したので、施設について安全性に問題ないと判断し、引き続き使用することとしましたので報告致します。なお、このことについては、次回議会全員協議会で報告すると同時に、別府保育所保護者にも文書で報告し、報道機関へも資料提供することになっています。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にございません。

○教育長 学校教育課主幹。

○学校教育課主幹 特にございません。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 認定こども園の運営状況を確認するため、海津市の高須認定こども園、岐阜市の加納西認定こども園及び恵那市の岩村こども園の3施設の視察へ行ってきました。運営状況を確認することはできましたが、今回視察に行った施設は当市のように子どもが増えるなかで認定こども園に切替わった施設ではなく、統合等のタイミングや地域のニーズに合わせ認定こども園となった施設でした。当市のような状況の施設は県内にはありません。今後、愛知県で当市と同様な状態であるところを視察に行きたいと思います。庁舎内部において認定こども園の制度について研究・検討をし、計画ができましたら教育委員会にも報告をしたいと思います。

○**教育長** 保育所、幼稚園、認定こども園の形態の違いの資料ですが、当市の保育所、幼稚園をどのような形で設置していくのかについては、教育委員会に課された大きな課題であるため、十分に検討し今後の方針を決定していきたいと思います。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 特にございません。

○**河合委員** 2学期の始業について9月1日からとの説明がありましたが、夏季休業日はいつからになりますか。

○**教育長** 夏季休業日は7月21日からです。

○**河合委員** 学校のホームページの報告がありましたが、教諭に負担が掛かることではいけませんので、やり易いように検討していただきたいと思います。教育委員会のホームページについて学校関係の事務については掲載されていますが、保育及び子育てに関することが全く掲載されていないので、変更更新を行っていただくようお願い致します。

○**教育長** ホームページを確認し追加掲載を行います。

○**河合委員** 杭打ち工事に関して監理業者の責任所在について明確にして、監理業者としてのペナルティーを科す必要があるのではないのでしょうか。

○**教育長** 市長部局の契約担当課と調整を致します。

○**教育長** 次回の会議ですが、平成28年6月30日、木曜日、午後2時から平成28年第6回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくようお願い致します。

す。

○**教育総務課長** 次回の定例会においても新任校長の学校を視察したいと思
いますのでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○**教育長** 本日は南小学校の視察ありがとうございました。これをもちまして、
平成28年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時15分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月30日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納博明

委員

福野佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。